

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美
東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、外国為替令別表の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

技術名	ビューワソフト
型番	ART-VIEWER(マニュアル含む)
外国為替令 別表 判定項番	10の項-(1) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

■本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。

以上

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容：	ビューワソフト
ART-VIEWER（マニュアル含む）	
すべてのバージョン	

2026.02.14施行省令等対応 (1/1)				
10ー（１）輸出貿易管理令別表第１の１０の項の中欄に掲げる 貨物の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの		判定欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第２２条 〔第１項〕 外為令別表の１０の項（１）の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 ー		
一 第９条に該当するものの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第９条第 号)
二 第９条第一号イ（二）、（六）若しくはロ（三）、 第三号イ、ロ若しくはホ、第四号、第五号イ、 第八号イ（一）１、（二）１若しくは（三）、 第九号ハ若しくはニ、第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ、 第十一号の二イ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当する ものの製造に必要な技術（プログラムを除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第９条第 号)
三 第９条に該当するもの (前号に該当するものを除く。)の製造に必要な技術 (プログラムを除く。)		【 × 】 《 》	除外	(省令第９条第 号)
四 第９条第九号ハ若しくはニ 又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、 若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラム を除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第９条第 号)
五 第９条第九号から第十号の二まで又は第十三号に該当す るもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、 又は製造するために設計したプログラム		【 × 】		(省令第９条第 号)
六 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第９条第 号)
七 第９条第三号ニ（一）２又はホ（二）に該当する フォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために 設計又は改造したプログラムであつて、当該カメラの フレーム速度の制限を取り外し、かつ、 最大フレーム速度が ９ヘルツを超えるように設計又は改造したもの		【 × 】		数値 ()
		判定結果	非該当	
作成責任者： 作成年月日：2026年2月14日		該当項番		
会 社 名 株式会社アートレイ		① 外為令別表の項番 []		
所属・役職 技術部		② 貨物等省令の条項号等の番号等 []		
		[]		
		[]		

